

後期第4問 弁護レジュメ

文責:2班

I. 反対尋問

1. 検察側が判例を挙げた趣旨は何か。
2. V.学説の検討1において、検察側がA説を批判する根拠は結果の妥当性のみか。
3. V.学説の検討2(1)以降において、「強盗の機会」が度々使われるが具体的には何をさすのか。
4. 「強盗の機会」を判断するための具体的基準はあるのか。
5. 検察側は240条の立法趣旨を何と考えているのか。
6. 検察側は事後強盗罪(238条)の主体として規定されている「窃盗」に強盗犯人を含まないと考えるようであるが(そのように解さないと機会説を採用することはできない)、なぜ主体を限定して理解するのか。

II. 学説の検討

1. まず、C説(関連性説)は検察側と同様の理由で採用しない。
2. 次に、B説(機会説)について検討する。

B説は死傷の結果について強盗の機会になされたもので足りるとする見解であるが、強盗の機会になされた暴行・脅迫を240条に全て含むとすれば、例えば、強盗の際に強盗犯人同士が喧嘩して一方が他方を殺害してしまった場合にも、強盗致死罪が成立してしまい、妥当でない。

よって、弁護側はB説(機会説)を採用しない。

3. そもそも、240条は強盗罪の結果的加重犯であるところ、強盗致死傷の暴行・脅迫は、強盗の手段としての暴行・脅迫に限定すべきである。ただし、刑法238条所定の目的でなされた窃盗犯人による暴行・脅迫から死傷の結果が生じた場合に、強盗致死傷罪の成立が肯定されるどころ、かかる帰結との均衡から、手段説によっても、強盗犯人が刑法238条所定の目的で行う暴行・脅迫から死傷の結果が生じた場合には、強盗致死傷罪の成立を肯定すべきである¹。これは、刑法238条が主体として規定している「窃盗」犯人に強盗犯人をも含むと解するということである。強盗罪には窃盗罪が包含されると解されるから、これは当然の結論である。
4. 以上より、弁護側は、A説(手段説)を採用する。

III. 本問の検討

1. Xは、共犯者らと共にYを拉致して自動車内に連れ込むという、Yの身体を間接的に拘束し、Yが一定区画の場所から脱出することを著しく困難にしていることから、かかる行為について監禁罪の共同正犯(220条後段、60条)が成立する。

¹ 山口厚『問題探究 刑法各論』(有斐閣, 1999年) 141頁。

2. そして、Xと共犯者らが共にYを監禁して同人の所持する金員を「強取」した行為について、Xと共犯者らはYを自動車内に連れ込むという有形力を行使し、かかる外に声の漏れない密室の中に多勢に無勢という状況によって、Yが自動車から脱出することを困難にし、反抗を抑圧しているので、監禁行為は強盗罪(236条1項)における「暴行」にあたり、かかる暴行から生じた反抗抑圧状態を利用し「強取」しているから、上記行為に強盗罪の共同正犯(236条1項、60条)が成立する。
3. (1) また、Yのパスポートを強取する際に、Y居宅に「正当な理由」無く「侵入」しているから、かかる行為に住居侵入罪(130条座前段)が成立する。
(2) その後、先の暴行による反抗抑圧状態を継続させつつ、Yの意思に反してその居宅からパスポートを奪った行為について「強取」が認められる。従って、Yのパスポートを奪った行為についてXに強盗罪の共同正犯(236条1項、60条)が成立する。
4. (1) さらに、Xは共犯者と共に金員の強取後にYに覚せい剤を注射して人里離れたところに放置して、その後に覚せい剤使用が原因で死亡している。そこで、Xらのかかる行為に強盗致死罪の共同正犯(240条後段、60条)が成立するか、同条の「死亡」は強盗の手段たる暴行・脅迫から生じたことが必要かが問題となる。
(2) この点、弁護側はA説(手段説)を採用するため、同条の「死亡」は強盗の手段たる暴行・脅迫から生じたことが必要となると考える。
(3) 本問においては、覚せい剤を注射する行為は、計画段階から実行段階における時まで、あくまでもYの記憶を飛ばしてYが被害を申告しても警察に信用されないようにして、Xらの犯罪が見つからないようにするための罪証隠滅行為であり、かかる行為を手段として強取を行ったわけではないので、Yの死亡は強盗の手段たる暴行・脅迫から生じたものとはいえない。
(4) よって、Xの罪証を隠滅するためにYに覚せい剤を注射して人里離れたところに放置して死亡させた行為に、強盗致死罪の共同正犯(240条後段、60条)は成立しない。
5. (1) もっとも、強盗犯人であるXらは、罪証隠滅という目的のもとにYに暴行を加えて同人を死に至らしめているところ、右行為に事後強盗(238条)による強盗致死罪(240条)の共同正犯(60条)が成立するのではないか。
(2) ア. 前述のとおり、刑法238条の主体である「窃盗」犯人には強盗犯人も含まれると考えられるので、Xは同条の主体に該当する。
イ. もっとも、事後強盗罪の法的性格が、窃盗犯が逃亡する際に、被害物件を取り返そうとする者や自己を逮捕しようとする者に暴行・脅迫を加えることが多いため、人身保護の観点から強盗と同じと扱う点に存在すると解されるところ、本罪の成立には、強盗と暴行・脅迫の間に関連性が存在すること、すなわち、強盗の犯行現場において暴行が加えられることが必要であるといえる。本件では、最後の強取行為である被害者方におけるパスポートの強取から、被害者の死亡の原因となった覚せい剤を注射して山中に放置する行為まで、約6時間が経過しており、

しかも、強盗が行われた場所及び被害者を監禁する予定であった場所と被害者に覚せい剤を注射して放置した場所とは約50キロメートル離れているから、本件強盗の手段となる行為と被害者の死亡との間に関連性は認め難く、到底強盗の犯行現場において暴行が加えられたものと考えすることはできない。

(3) よって、Xらの右行為に事後強盗(238条)による強盗致死罪(240条)の共同正犯(60条)は成立しない。

6. しかしながら、Xらは傷害の故意の下、上記行為によりYの身体の生理的機能に障害を与え、それによりY死亡という結果を発生させているので、右行為について傷害致死罪の共同正犯(205条、60条)が成立する。

IV. 結論

1. Xは、監禁罪の共同正犯(220条後段、60条)、Yの金品を奪った行為について強盗罪の共同正犯(236条1項、60条)、住居侵入罪(130条前段)、Yのパスポートを奪った行為について強盗罪の共同正犯(236条1項、60条)、傷害致死罪の共同正犯(205条、60条)の罪責を負う。
2. Yの金品についての強盗罪とYのパスポートについての強盗罪はYの財物という同一の法益に対する一連の動機に貫かれた行為であるから、包括一罪となる。また、包括一罪としての強盗罪の共同正犯と住居侵入罪は目的と手段の関係になるから、牽連犯(54条1項後段)となり監禁罪の共同正犯とは併合罪(45条前段)の関係に立つ。

以上